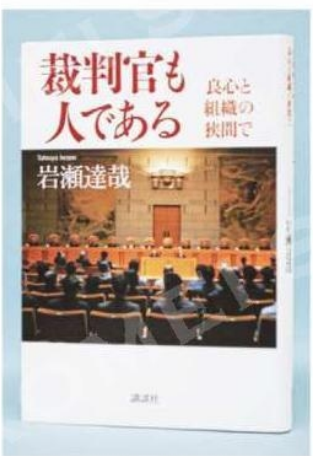


岩瀬 達哉 著

日本国憲法は「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」と謳う。とはいえ、裁判官として生身の人間である。本書は100人を上回る現職裁判官や元裁判官への綿密な取材から、憲法の規定とは裏腹な裁判官の実態を明らかにしている。

それを端的に言えば、裁判官の「ヒラメ化」である。新任裁判官の前に「上ばかり見る『ヒラメ裁判官』はいらない」と訓示



した最高裁長官がかつていた。にもかかわらず、それは一層深刻化していると本書は警告している。司法制度改革により司法試験の合格者が大幅に増えて、弁護士数はこの20年で2倍以上になった。もはや裁判官から弁護士に転じても生活できるとは限らない。ならば、上に楯突くことなく「無難」に裁判官を続けようとの自主規制が強まる。

たとえば、3人の合議の場では若手裁判官は裁判長の心証を忖度して用心深い発言しかしない。一人ひとりの裁判官は独立しているはずだが。そんな若手

## 慄然とさせられる「ヒラメ化」

評一伸 西川 教授 明治大学

が起案する判決文には、過去の判例を機械的にあてはめた「コピペ」判決文が多い。そうすれば目立たず、人事評価に傷が付かない。

もう一例を挙げる。ある裁判官が男性としてはじめて育児休業を取ろうとした。すると、彼が属する部の裁判長はそれを陰湿に妨害した。自分の部から初の事例が出ては自分の管理能力への評価が下がると恐れたのではないか。

裁判官の人事評価は、地家裁所長作成の「評価書」に基づき高裁長官が行う。だが「評価書」のどれをみても、当たり障りないことしか書かれていない。それでも冷遇されている裁判官たちには一定の傾向がある。つまりは、裏の「エンマ帳」が作成され引き継がれているのではないか。「裁判官は誰もそう信じて疑わない」。だから「ヒラメ裁判官」が増殖する。

先日再審無罪判決が言い渡された。それまで関わってきた裁判官は何をしていたのだ。しかし本書を読むと、それもむべなるかなと慄然とさせられる。

(講談社 1700円)

◆ いわせ・たつや 1955年生まれ。ジャーナリスト。講談社ノンフィクション賞、文藝春秋読者賞を受賞。